

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第十条第一号に規定する総務省令で定めるものを定める省令案に対する
意見募集の結果及び提出された意見に対する総務省の考え方
(令和元年7月11日(木)～同年8月9日(金)意見募集)

	提出された意見	総務省の考え方	修正の有無
1	<p>「省令案の概要」について</p> <p>○「1 背景」に整備法において「心身の故障」と定められたとあるが、「2 省令案の概要」で「身体の機能の障害」を要件としなかったのは、なぜか？</p> <p>○「3 今後の予定・施行期日」の公布日として「日」を定めていないのは、なぜか？ 施行日までには公布する必要があるのではないのか。</p>	<p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第十条は、官民競争入札等の対象公共サービスに求められる共通資格要件を規定したものであり、無制限に入札参加を求めた場合に公共サービスの適正かつ確実な履行が確保されないことがないようにすることを目的としております。うち同条第一号の欠格事由の内容は、精神の機能の障害により契約を締結・履行するために必要な能力を有しない者として、従前「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」と規定しておりましたが、今般の法改正において、対象公共サービスを適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う能力を有するか否かの観点による個別審査規定に改めました。</p> <p>改正法における「心身」との表現については、これまでの障害者に係る欠格条項の見直しの経緯や前例を踏まえたもので、具体的な欠格条項の対象範囲については省令に規定することとしましたが、御指摘の「身体の機能の障害」については、従前から官民競争入札等の参加資格の欠格事由の要件としておらず、本省令案においても、他の整備法令の規定にならう形で「精神の機能の障害」のみを要件としたところです。</p> <p>○御指摘のとおり、令和元年9月14日の施行日までには、速やかに公布します。</p>	無